

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年3月9日
契約業者名	三洋テクノマリン株式会社 九州支社
契約業者の住所	福岡市博多区神屋町10番15号
業務の名称	令和7年度新門司沖土砂処分場(3工区)動態観測外1件
業務場所	北九州市小倉南区空港北町地先
業種区分	測量・調査
業務概要(変更した内容について記述する)	下記「変更理由」のとおり
履行期間(自)	令和7年7月1日
履行期間(至)	令和8年3月19日
変更前の契約金額	30,800,000 円(税込み)
変更金額	894,300 円(税込み)
変更後の契約金額	31,694,300 円(税込み)
変更理由	<p>1. 沈下板について、浚渫土砂の増加及び沈下の進行により、3地点において天端高が水面から50cm未満となっていることが判明したため、埋没を防ぐため、沈下板嵩上げが必要となった。また、釜場嵩上げについては、実施が困難と判断し、施工を取り止めることとなった。</p> <p>2. 除草の処分数量について、数量が確定した。</p> <p>3. 水域部の水深測量について、マルチビーム測深を計画していたが、処分場内の水位の影響により、マルチビーム測深の実施困難となる範囲が判明したため、シングルビームにて対応する必要性が生じた。</p> <p>4. 沈下板及び釜場計測について、浚渫土砂投入の増加、沈下の進行及び処分場内水位の変化状況から、各観測時において観測地点の実施できない項目が判明した。</p>